

平成十六年三月

東南アジアにおける友好協力条約の説明書

外務省

目次

一	概説	一
1	条約の成立経緯	一
2	条約締結の意義	一
3	条約の締結により我が国が負つこととなる義務	一
4	早期国会承認が求められる理由	二
二	条約の内容	二
1	目的	二
2	基本原則	二
3	友好	三
4	協力	三
5	地域における経済成長の促進	三
6	経済協力の強化	三
7	訓練及び研究の手段による相互援助	三
8	地域における平和、調和及び安定の一層の促進	三
9	政治的及び経済的な安定、主権又は領土保全に対する脅威となる活動への不参加	四
10	自国の強韌性を高めること	四
11	地域の強韌性の増進	四
12	紛争の平和的解決	四
13	理事会の設置	四

14	理事会の機能	四
15	適用除外	五
16	締結	五
17	効力発生及び寄託者	五
三	条約の実施のための国内措置	五
(参 考)		六

一 概説

1 条約の成立経緯

(1) 昭和五十一年（千九百七十六年）二月、インドネシアのバリ島、デンパサルにおいて開催された第一回東南アジア諸国連合（ASEAN）首脳会議で、ベトナム戦争後の東南アジア地域における永続的平和と安全を確保するための方法及びそのための地域協力のあり方についての法的枠組みの必要性が提唱され、同会議の場で当時ASEANに加盟していたインドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール及びタイの五箇国の間で東南アジアにおける友好協力条約（以下「条約」という。）が作成された。条約は、昭和五十一年六月、これらの五箇国の批准を得て効力を生じた。

(2) 条約は、前記の五箇国以外の東南アジアの諸国の加入のために開放されていたが、昭和六十二年（千九百八十七年）十二月、フィリピンのマニラで開催された第三回ASEAN首脳会議で、さらに東南アジア以外の国の加入を可能にするための条約の改正内容とする第一議定書が作成された。第一議定書に基づく条約の改正は、昭和六十三年（千九百八十八年）七月、当時の条約の締約国すべて（前記の五箇国及びブルネイ）による同議定書の批准を得て効力を生じた。

(3) その後、新たにASEAN加盟国となった東南アジア諸国（ブルネイ、カンボジア、ラオス、ミャンマー及びベトナム）の条約への加入が完了したことを踏まえ、平成十年（千九百九十八年）七月、フィリピンのマニラで開催された第三十一回ASEAN外相会議で、条約の東南アジア以外の国の加入に関する規定の技術的修正を内容とする第二議定書が作成された。第二議定書に基づく条約の改正は、平成十二年（二千年）十一月、当時の条約の締約国すべて（ASEAN加盟十箇国及びパプアニューギニア）による同議定書の批准を得て効力を生じた。

2 条約締結の意義

この条約は、東南アジアにおける平和、友好及び協力の促進を目的とし、経済、社会等の各分野における一般的な協力の原則につき規定するものである。我が国がこの条約を締結することは、我が国が今後東南アジア諸国と一層緊密かつ建設的な友好協力関係を構築していく意志及び姿勢を象徴的に示す上で有意義であると認められる。

3 条約の締結により我が国が負うこととなる義務

この条約の締結により、我が国は、締約国の国民の間の接触及び交流の奨励、経済、社会、文化、技術、科学及び行政の分野等における積極的な協力の促進、国際的及び地域的な問題に関する相互の定期的な接触及び協議の維持、政治、経済、社会文化及び安全保障の分野における自国の強靱性を高める努力、地域の強靱性を増進するための協力等の義務を負う。

4 早期国会承認が求められる理由

ASEAN各国は、条約を地域における友好協力へのコミットメントを象徴する文書として政治的に重視しており、我が国が条約を締結することへの期待を重ねて表明してきている。こうしたASEAN側の強い期待を踏まえ、我が国は、昨年十二月の日ASEAN特別首脳会議の際に、我が国が条約を締結する意図を有する旨の宣言を発出したところであり、ASEANとの友好協力関係を強化していく上で、早期にこの条約を締結することが望ましい。

二 条約の内容

この条約は、前文、本文二十箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

1 目的（第一条）

この条約は、締約国の強化、連帯及び関係の緊密化に寄与する締約国の国民の間の永久の平和、永遠の友好及び協力を促進することを目的とする。

2 基本原則（第二条）

締約国は、その相互の関係において、次の基本原則を指針とする。

- (1) すべての国の独立、主権、平等、領土保全及び主体性の相互尊重
- (2) すべての国が外部から干渉され、転覆され又は強制されることなく国家として存在する権利
- (3) 相互の国内問題への不干渉
- (4) 意見の相違又は紛争の平和的手段による解決
- (5) 武力による威嚇又は武力の行使の放棄
- (6) 締約国間の効果的な協力

3 友好（第三条）

締約国は、締約国を相互に結び付けている伝統的、文化的及び歴史的な友好、善隣及び協力の関係を発展させ及び強化させることに努め、並びにこの条約に基づく義務を誠実に履行する。締約国は、締約国間の一層緊密な理解を促進するため、締約国の国民との接触及び交流を奨励し及び容易にする。

4 協力（第四条及び第五条）

締約国は、経済、社会、文化、技術、科学及び行政の分野において並びに地域における国際の平和及び安定についての共通の理想及び願望に関する事項その他共通の関心事項に関して、積極的に協力することを促進する。締約国は、この規定の実施に当たり、平等、無差別及び互恵の原則に基づき、多数国間及び二国間で最大の努力を払う。

5 地域における経済成長の促進（第六条）

締約国は、東南アジア諸国の繁栄した及び平和な共同体の基礎を強化するため、地域における経済成長の促進のために協力する。このため、締約国は、締約国の農業及び産業の一層広範な活用、締約国間の貿易の拡大並びに締約国の経済的基盤の改善を促進する。この点に関し、締約国は、他国並びに地域外の国際機関及び地域機関との緊密かつ有益な協力のためのすべての方法を引き続き探求する。

6 経済協力の強化（第七条）

締約国は、社会正義を達成し及び地域の人々の生活水準を向上させるため、経済協力を強化する。このため、締約国は、経済発展及び相互援助のための適当な地域的な戦略を採用する。

7 訓練及び研究の手段による相互援助（第八条）

締約国は、社会、文化、技術、科学及び行政の分野における訓練及び研究の手段によって相互に援助を提供するよう努める。

8 地域における平和、調和及び安定の一層の促進（第九条）

締約国は、地域における平和、調和及び安定を一層促進するため協力を推進するよう努める。このため、締約国は、その見解、行動及び政策を調整するため、国際的及び地域的な問題に関する相互の定期的な接触及び協議を維持する。

- 9 政治的及び経済的な安定、主権又は領土保全に対する脅威となる活動への不参加（第十条）
- 締約国は、他の締約国の政治的及び経済的な安定、主権又は領土保全に対する脅威となる活動には、いかなる方法又は形態によっても参加してはならない。
- 10 自国の強韌性を高めること（第十一条）
- 締約国は、自国の主体性を保持するため外部からの干渉及び内部における転覆活動に脅かされることなく、自国の理想及び願望に従い、政治、経済、社会文化及び安全保障の分野における自国の強韌性を高めるよう努める。
- 11 地域の強韌性の増進（第十二条）
- 締約国は、地域の繁栄及び安全を実現するための努力に当たり、自信、自立、相互尊重、協力及び連帯に関する原則に基づき、地域の強韌性を増進するためにすべての分野において協力するよう努める。
- 12 紛争の平和的解決（第十三条）
- 締約国は、自国に直接影響する問題についての紛争、特に地域の平和及び調和を害するおそれのある紛争が生じた場合には、武力による威嚇又は武力の行使を慎み、常に締約国間で友好的な交渉を通じてその紛争を解決する。
- 13 理事会の設置（第十四条）
- 締約国は、地域的な手続により紛争を解決するため、地域の平和及び調和を害するおそれのある紛争又は事態の存在を認知することを目的とする締約国の閣僚級の代表から成る理事会を設置する。ただし、この条約に加入した東南アジア以外の国については、当該国が地域的な手続により解決されるべき紛争に直接関係する場合に限り、適用する。
- 14 理事会の機能（第十五条）
- 理事会は、直接の交渉によって解決が得られない場合には、紛争又は事態を認知し及び紛争の当事国に対してあつせん、仲介、審査、調停等の適当な解決方法を勧告する。ただし、理事会は、自らがあつせんを行うことができ、又は紛争の当事国の合意に基づき自らが仲介、審査若しくは調停を行う委員会となることができる。必要と認める場合には、理事会は、紛争又は事態の悪化を防止するために適当な措置を勧告する。

15 適用除外（第十六条）

第十三条から第十五条までの規定は、すべての紛争の当事国が当該紛争についてこれらの規定を適用することに合意しない限り、適用しない。

16 締結（第十八条）

東南アジア以外の国は、東南アジアのすべての国、すなわち、ブルネイ・ダルサラーム国、カンボジア王国、インドネシア共和国、ラオス人民民主共和国、マレーシア、ミャンマー連邦、フィリピン共和国、シンガポール共和国、タイ王国及びベトナム社会主義共和国の同意を得て、この条約に加入することができる。

17 効力発生及び寄託者（第十九条）

この条約は、第五番目の批准書が署名国政府、すなわち、この条約及び批准書又は加入書の寄託者として指定される政府（注）に寄託された日に効力を生ずる。

（注）原締約国であるインドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール及びタイの政府

三 条約の実施のための国内措置

この条約の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

(参考)

- 1 採択 昭和五十一年二月二十四日 デンパサールにおいて採択
- 2 効力発生 昭和五十一年六月二十二日 発効
- 3 署名国 五箇国
インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ
- 4 締約国 平成十六年三月一日現在 十三箇国
ブルネイ、カンボジア、中華人民共和国、インド、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、パプアニューギニア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム